県報の正誤 (平成二十六年一月十四日山口県告示第十四号ほか五件)

県営三見河内地区中山間地域総合整備事業の換地処分 (農村整備課)

般競争入札の実施 (水産振興課)...

Щ

公告

般競争入札の実施 (二件) (税務課) 般競争入札の実施 (二件) (情報企画課).......

保安林予定森林 (美祢市) (森林整備課)

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課) ...

四

八

(環境政策課)

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

П

河川法施行細則の一部を改正する規則 (河川課)...

目

次

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

山口県知事職務代理者

山口県副知事

藤

部

秀

則

平成二十六年二月四日

山口県規則第二号

河川法施行細則の一部を改正する規則

第四条中「許可」の下に「、登録」を加える。 河川法施行細則(昭和四十年山口県規則第四十二号) の 一部を次のように改正する。

則

この規則は、 公布の日から施行する。



山口県告示第四十六号

八

評価に関する事項を記載した書面は、 づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 に供する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧 平成二十六年二月四日から同月二十四日までの

: 九

: 八

: -五

. 五

平成二十六年二月四日

六

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤 部 秀 則

氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所 周南市開成町四五六〇番地 東ソー株式会社

=

工場又は事業場の名称及び所在地

種

類

二七一イ

Щ

報

第 2531 号

三 特定施設に関する事項 所在地 周南市開成町四五六〇番地 名 称 東ソー株式会社南陽事業所

種類、構造及び使用時間間隔等

施設、	備考 「二 二	"	"	"	"	二 七 ヌ	二七 (二基)	"	"	二七 イ	種類
施設、遠心分離機及び廃ガス洗浄施設をいう。	六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過「二七―イ」、「二七―ロ」及び「二七―ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十		四三	七七 七七	1110		一五四	二八八	三八四	四〇八	能(部/日)
ガス洗浄施設	別表第一第二	"	"	"	"	"	"	"	"	四〇八平成二六、二五	年予工 月 着 日定手
説をいう。	一十七号の無	"	"	<i>II</i>	"	"	"	"	"	平九成二六、	年予工 月 完 日定成
	無機化学工業型とは、水質2	"	"	11	"	"	"	"	"	平一成二六、一、	年予使 月 開 日定始
	·工業製品製造業の用に供するろ過水質汚濁防止法施行令(昭和四十	"	"	"	"	"	"	"	"	連続	間使用時隔間
	の用に供す	"	"	"	"	"	"	"	11	二四時間	時リー の日 使当 間用た
	昭和四十	"	"	"	"	"	"	"	"	変動なし	動 の 概 の 概 変

	,
担当される汚力等の	非される
1	ļ
6	2
7	
기	K
4	É
0	2
77	Ę
2	
7	大大
1/	۸ د
汚 当 北 息 の	5
U	ڔ
1	
加入フ	ኢ
7)ï
7	5
ار	k
3	€
ñ	7
Ē	_
⅓	

 $(\underline{})$

		通	水	
			素	
	-0	常	イ	
		最	〜オ 坔ン	
			素が表現	汚
	_ =	大	小素指数)	/5
_	<u> </u>	通		
		æ	化学	水
			的	
	四	常	酸	等
		最	、素 mg要	ਚ
			。 /求 ^ℓ)量	
	六	大	造量	の
		通	浮	
	_			_
	104	常	遊	汚
		最	物	
		40	mg質	染
	国00	١.	/ 	
	Ŏ	大		
	_	通	窒	状
	六			
	六三〇	常		態
		最	$\widehat{}$	/UX
	 		mg /	
	004	大	ℓ 素	の
	0	通		
	0	_		店
	〇・〇回	عبد		値
	直	常	燐%	
		最		
	O・O 於		mg / l	
	0	大	ن	
		通	÷7	
		_	オープ	<u> </u>
	=		σ.	5
		常	É]
		最	汚水等の一日当たりの量(m	-
		収	<u>σ</u>	
	=		重	<u> </u>
		大	m	ı̈́

五〇

一、二八〇

"

"

"

= 0

<u>=</u>

一、一六〇

"

"

一七七

一七七

ず

≡

六

"

"

— 四 四

— 四 四

 $\dot{\cdot}$

兀

〇 . 四

"

"

三〇八

三〇八

 $\dot{\cdot}$

 $\overline{\mathcal{H}}$

〇 五

"

"

七七

七七

"

11

"

"

四

四

七

七

//

//

四四

四四

 $\dot{\cdot}$

 $\dot{\cdot}$

"

"

<u>-</u>

<u>-</u>

処理能 """"""""""""""""""""""""""""""""""""		素質	表		類	
	Ξ	処理	処理			
*** **		"	五	常	素って	汚
***		"	六≀五	大	素お濃度	水
***	-	"	О ,	常	的酸	等
		"		大		の
" " " 四五 四五 " " 五七六 (mg/ℓ) (mg/ℓ) (mg/ℓ) (mg/ℓ) <td< td=""><th>-</th><td>"</td><td>_ O</td><td>常</td><td>遊</td><td>汚</td></td<>	-	"	_ O	常	遊	汚
The content of th	-	"			mg /質 ℓ 量	染
The state of t	-	"	検 出せず 	大	/油	状
(i) (ii) (iii)		四五	1,400		室	態
		四五	11, 100		/	の
通 常 最 四六五		"	O・O回		- 小光り	値
万水等の一日当たりの量("	O · O 六		mg / ℓ	
量にりの量(一部)		五七六	四六五		汚水等の一日	5
		九	五 四 六	最大	当たりの量(m)	3

総合排水処理施設	中和処理施設	排水蒸留塔	種類
堰∜	ロコンクリー	ン鉄グ製・	構
囲い	リート製	樹脂ライニ	造
三、八四〇、〇〇〇	一、九二〇	セニ	能(端/日)
沈	中和和	蒸留	処理の方式
"	"	連続	間使用時隔間
"	11	二四時間	の使用時間
11	11	変動なし	概の変動の要の
既	"	平成二六、二五	年 月 日
	11	平成二六、三〇	年 月 日
設)	"	平成二六、一	年 月 日

四六五

五七六

四〇〇 常

四〇、

四〇〇

最

二、九四〇、五〇八

一

八八九

(____)

汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

(--)

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

十 7 1 2	0+2	月 4		火唯口		Щ		<u>н</u>
中 禾 夕 五 於 記	口 几 里 も	克	非人表習答	利 夕 五 方	中印	7. 素	非	種類類
 変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目
コンクリート製		鉄製・樹脂ライ		"	コンクリート製	"	鉄	構造
一、九二〇		セロ		11	八 六	九六	せつ	能 (m³/日)
中和		蒸留		11	中和	"	蒸留	処理の方式
連続続		連続続		"	"	"	連	間使用時間
二四時間		二四時間		"	"	"	二四時間	の使用時間
変動なし		変 動 な し		"	"	"	変動なし	概季節的変動の
平成二六、二五		平成二六二五			E	无		年 月 日
平成二六、三〇		平成二六、三〇						年 月 日
平成二六、一		平成二六、				及		年 月 日

備考「二七		11	,	"
「ニセーイ」とは、	変更後	変更前	変更後	変更前
水質	"	_	"	七
[汚濁防止法施行令別表第一	"	六≀一	"	九 ≀ :
	= <u>:</u>	_	_ - -	_
一十七号の無機	= :	_	_ - -	_
化学工業製品	"	"	"	"
品製造業の用!	"	"	"	"
第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設をいう。	"	六、六六	"	11, 1100
施設をいう。	"	九 九	"	1, 100 1, 100
	"	"	"	"

,	ı,		<i>,</i>	- - - -			種	
					E 		類	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		項目	
						通	水素	
"	_	"	七	"	六	常最	イ ()オ 水.	
<i>II</i>	六≀-	"	九≀六	"	八≀六	大	水素イオン濃度	汚
		_				通	化	水
Ξ	_	- -	_	- - 七	_	常	化学的酸素要求量	
-		_				最	(素 mg要 ✓ #	等
= :	_	- -	_	_ _ - 七	_	大	, 水 ① 量	の
						通	浮	
"	"	"	"	"	四四〇	常	遊物	汚
"	"	"	"	"	Т	最	(mg / / 量	染
	,,		"			大	€ 量	
"	六	"		_ ,	四四〇三、八七〇	通	窒	状
-	六六六		11, 1100 11,	二、九八〇三、	\t\0	常		態
"	力 .	"			五 八	最	mg /	
	九 九 九		100	八七〇	八 〇 〇	大	mg / ℓ 支素	の
"	"	"	"	"	0	通		値
					四四	常	燐パ	
"	"	"	"	"	0.0回 0.0次	最	mg / ℓ	
					六	大	Č.	
						通		5 ⟨
"	六五	- 0 -	_ 〇 五	=	=	常	河水等の一日当たりの量(m)) - -
						最	ן דני ס	5
"	六五	101	一 〇 五	Ξ	=======================================	大	m	3 1

平月	成26年	2月	4 日	火曜	日	L	Ц	П		県		報	(定期])	角	第 253	1 号		_
		7.	非大素留			利 夕 王 方	中和见里布设			7.	非大素留		種類類		三 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量	※ 音井 スダ王 方言	総合非火心 里布设	四十分角处五木	炎七分解几里曹	_
処 理 前	女 王	见 里	处 理 育	几 里 介	女 王	几 里 	Ş H F	见 里 前	Q H	业 里 参	Ş H	见 里 前	項	į	よる処理	変更後	変更前	変更後	変更前	_
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前			理前及び	"	堰 ^{tt}	"	チタ	_
133		133	12	133		133	i~	133	i~	133	i~	133	通水素		処理後(囲い		ン製	
	五		五		"	六	"	Ξ	"	"	"	五	常量大	· · ,污	の汚水等	"	=			_
	六≀五		六≀五		九≀六	八≀五	_ 四 ≀ —	·九≀—	"	"	"	六≀王	1 1	7k	の汚染		八回0、000	"	t, 1100	
	〇 八		O 八		_ _ _	三	_ =	_ 	"	"	"	_	世 化学的酸		状態の値	"	沈	"	酸	_
	0		0										通常最大(19)1年(1	等	並 び に					
	八		八					五	"	"	"	_	通	の	汚水等の	"	殿	"	化 "	_
	0		<u> </u>		五	七二	五	五九八	"	"	"	<u> </u>	常の物質の	汚	の 量					
	_		_		五	七二	五	五九八	"	"	"	_	大			"	"	"	"	_
	検出せず		検出せず	ı	"	"	"	"	"	"	"	検出せず	最 (mg釖 /油 大 ()	į		"	,,	"	"	
			_		_	_	_			五	二、七〇		通室	1/		"	"	"	"	_
	五		004,11 004,1		四四	九	四四	九	九 五	五六〇	004.11 004.1	1111/100	常 最 mg	態						
	四五		100		三四	九	三四	九	九五	五六〇	100	111111111111111111111111111111111111111	大党	の						_
	O・O四		〇・〇四	ı	"	"	"	"	"	"	"	〇·〇回	道常機	店			E	、		
	0	l	0.0%		"	"	"	"	"	"	"	0	最 mg	値						
	〇 六		六									○ 六		汚水						
	五七六		四六五		三六〇	六四八	三六〇	六四八	 九 六	六三	八二	五四	常 !	汚水等の一日当たりの量						
				'					,				最	まりの				n. X		/
	五七六		四 六 五		六〇	六四八	六〇	六四八	九六	六三	<u> </u>	五四	大	重 つ m³ ン						_

山口県告示第四十八号

安林を次のように指定する予定である。森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

保

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市美東町真名字割藪四八九・四九〇・四九四・四九五 (以上四筆について

土砂の流出の防備

平成二十六年二月四日

保安林予定森林の所在場所

〇から二一七三まで、二二〇〇、字須多尾二二二二の一、二二三五三、字樫原二一三九の一、二一三九の七、二一四二、字椎原二一六三、字高平二一七一の八、一七七一の二五から一七七一の二七まで、二一三八の二、字甲平一七七三の美祢市西厚保町原字神原一七五六、字玄重一七五八、一七六四、一七六九、一七七

水源の涵養

指定施業要件

立木の伐採の方法

一三九の七・字高平二一七二・二二〇〇(以上六筆について次の図に示す部分に美祢市西厚保町原字神原一七五六・字玄重一七五八・字樫原二一三九の一・二- 次の森林については、主伐は、択伐による。

- ∠ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

Щ

П

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

一 保安林予定森林の所在場所

四九一の一、四九二から四九五まで美祢市美東町真名字割藪四八九(次の図に示す部分に限る。)、四九〇、

四九一、

二 指定の目的

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

2

次の図に示す部分に限る。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

を部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水次のとおりとする。 人間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (は期齢以上のものとする。

山口県告示第四十九号

二号)の一部を次のように改正する。要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示 (平成二十五年山口県告示第五十県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部秀則

加える。 一年「電子県庁基幹システム再構築業務」の下に「、サーバ用プリンタ操作業務」を

山口県告示第五十号

する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)の一部を次のように改正する。競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関原が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般

入札参加資格

山口県岩国総合庁舎及び山口県民文化ホールいわくに

平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間

へ札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする[。]

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定

する者でないこと。

(Ti)

納入場所

(四)

納入期間

 (\equiv)

物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による

П

次に掲げる物品等の購入 入札に付する事項

物品等の名称

Щ

(二)

物品等の予定数量

五百万四千キロワット時

묵

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理者

藤 部 秀 則

に改める。 に、「サーバ用プリンタ」を「サーバ用プリンタ 人事給与福利厚生システム用機器 二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「電気」を「電気 税務システム用機器.



(二九) 一般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理者

兀

Ξ

契約条項を示す場所

岩国市三笠町一丁目一番一号

岩国県税事務所総務課

人札説明書及び仕様書の交付

事業の届出をしている者であること。

事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気

電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第三条第一項の規定により一般電気

及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ る物品等の種類等に関する告示 (平成二十五年山口県告示第五十三号) に基づく資 の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成二十五年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

六十二号) 又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配

地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

山口県副知事 藤 部 秀

則

記載方法

平成二十六年二月五日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分までの 岩国県税事務所総務課において交付する。

入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

五

で、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載するこ があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするの 価で行い、当該総価に当該総価の百分の八に相当する額 (その額に一円未満の端数 落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総

提出場所

岩国県税事務所総務課

受領期限

年三月二十四日午後二時) 平成二十六年三月二十日午後五時十五分 (入札書を持参する場合は、平成二十六

入札を執行する場所及び日時

場所

岩国市三笠町一丁目一番一号 山口県岩国総合庁舎第一会議室

九

号

七

日時

平成二十六年三月二十四日午後二時

免除する。 入札保証金

無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする

- 入札参加資格のない者がした入札
- 記名押印 (署名を慣習とする外国人にあっては、自署) のない入札
- 落札者の決定方法 ◯ 及び◯に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

+ 札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 その他 山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第百五十四条の規定に基づ

報

契約担当者

岩国県税事務所長 西生

契約手続において使用する言語及び通貨

(二)

日本語及び日本国通貨

 (Ξ) 契約書の作成の要否

(四) 契約保証金

Щ

(五) をする場合は、 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請 免除する。 山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

い合わせること。 詳細については、 岩国県税事務所総務課 (電話〇八二七-二九-一五〇〇) に問

Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Iwakuni Prefectural Taxation Office, Yama guchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 5,004 thousand
- (3) Delivery period: April 1, 2014 to March 31, 2017
- (4) Bunka Hall Iwakuni Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Branch Building and Kenmin

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Iwakuni Prefectural Taxation Office, 1-1-1 Mikasa-cho, Iwakuni-shi (Tel. 0827-29-1500)

 $\overline{\circ}$

Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 20, 2014 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M., March 24, 2014)

(三〇) 一般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成

平成二十六年二月四日

山口県副知事 藤 部 秀

則

山口県知事職務代理者

入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

- 物品の名称及び数量 税務システム用機器 一式
- 物品の特質等

使用期間

入札説明書及び仕様書による

(四) 使用場所

平成二十六年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間

入札参加資格

山口県総合企画部情報企画課電子計算機室及び山口県総務部税務課

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする

争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使 十七条の四第一項に規定する者でないこと。 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。) 第百六

用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成二十五年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 六十二号) 又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ 県が発注する物品等の製造の請負、 物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業 兀

格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並び る物品等の種類等に関する告示 (平成二十五年山口県告示第五十三号) に基づく資 の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す に物品等の買入れ、 借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であるこ

- 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (五) ていないこと。 務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受け 平成二十六年二月四日から同年三月二十六日までの間のいずれの日においても業
- に一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績を有していること。 体 (法人税法 (昭和四十年法律第三十四号) 別表第一に掲げる公共法人を含む。) 平成二十一年四月一日から平成二十六年二月四日までの間に、国又は地方公共団
- (七) 者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者 (当該
- Ξ 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部税務課

山口県総務部税務課において交付する。 入札説明書及び仕様書の交付

Б 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

П

記載方法

Щ

る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、 る額 (その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) を加算した金 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す 入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当す

提出場所

山口県総務部税務課

受領期限

六年三月二十六日午後二時) 平成二十六年三月二十五日午後五時十五分 (入札書を持参する場合は、平成二十

入札を執行する場所及び日時

山口市滝町一 一番 号号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時

平成二十六年三月二十六日午後二時

七 入札保証金 免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札参加資格のない者がした入札
- 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札
- ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 落札者の決定方法

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第百五十四条の規定に基づ

その他

契約担当者

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部

日本語及び日本国通貨 契約手続において使用する言語及び通貨

契約書の作成の要否

 (Ξ)

- (四) 載した書面を平成二十六年二月二十八日までに発送する。 後五時十五分までに山口県総務部税務課に提出すること。 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十六年二月十八日午 なお、その確認結果を記
- 入札参加資格確認申請書
- 納税証明書
- 一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績について記載した書面
- (五) 契約保証金

免除する。

- (六) をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請
- 詳細については、山口県総務部税務課 (電話○八三−九三三−二二九三) に問い

合わせること。 Summary

(1) Division in charge of the contract: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

県

平成二十六年二月四日

- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of taxation computer system machinery
- (3) Use term: From June 1, 2014 to May 31, 2019
- (4) Use place: Computer Office, Information Technology Planning Division, General Planning Department and Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- sion, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933 Division in charge of procurement and contact point for the notice: Taxation Divi
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 25, 2014 (In case of bringing a tender 2:00 P.M., March 26, 2014)

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 (三一) 一般競争入札の実施 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤 部 秀 則

入札に付する事項

П

次に掲げる物品等の借入れ

Щ

物品等の名称及び数量 人事給与福利厚生システム用機器

式

- 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による

(=)使用期間

平成二十六年七月二十四日から平成三十一年七月二十三日までの間

(四) 使用場所

山口県総合企画部情報企画課

入札参加資格

八札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

十七条の四第一項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。 以下「政令」という。) 第百六

- 用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競
- 格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並び る物品等の種類等に関する告示 (平成二十五年山口県告示第五十三号) に基づく資 の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成二十五年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 に物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特△の等級に格付されている者であるこ 六十二号) 又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業
- 所得税又は法人税、 消費税及び県税を滞納していないこと。

(五)

- ていないこと。 務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受け 平成二十六年二月四日から同年三月二十四日までの間のいずれの日においても業
- に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。 体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。 平成二十一年四月一日から平成二十六年二月四日までの間に、国又は地方公共団 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者 (当該
- Ξ 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課 者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

- 兀 入札説明書及び仕様書の交付
- 山口県総合企画部情報企画課において交付する
- 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- 記載方法

五

る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、 る額 (その額に一円未満の端数があるときは、 落札決定に当たっては、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す 入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当す これを切り捨てる。)を加算した金

提出場所

山口県総合企画部情報企画課

受領期限

年三月二十四日午前十一時) 平成二十六年三月二十日午後五時十五分 (入札書を持参する場合は、平成二十六

入札を執行する場所及び日時

日時 山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室

七 入札保証金

平成二十六年三月二十四日午前十一時

免除する。

無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札参加資格のない者がした入札

記名押印 (署名を慣習とする外国人にあっては、自署) のない入札

○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 落札者の決定方法 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

札者とする。

十 その他

契約担当者

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

 (Ξ) 契約書の作成の要否

(四) 結果を記載した書面を平成二十六年三月十四日までに発送する。 後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。なお、その確認 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十六年二月十八日午

入札参加資格確認申請書

納税証明書

一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した

(五) 契約保証金

(六)

をする場合は、 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請 山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

○) に問い合わせること。 詳細については、山口県総合企画部情報企画課 (電話〇八三-九三三-二八六

+1 Summary

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

of personnel affairs, salaries and welfare programs Nature and quantity of the products to be leased: A set of equipment for a system

Use term: From July 24, 2014 to July 23, 2019

(4) Use place: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

Government (Tel. 083-933-2860) Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 20, 2014 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M., March 24, 2014)

(|||||) 一般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤 部 秀 則

次に掲げる業務の委託 入札に付する事項

業務の名称及び数量 サーバ用プリンタ操作業務 式

業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

 (Ξ) 履行期間

五

履行場所 平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間

(四)

山口県総合企画部情報企画課

入札参加資格

人札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

十七条の四第一項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。) 第百六

用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競

び運用管理について特Aの等級に格付されている者であること。 六十二号) 又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札 びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成二十五年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 五年山口県告示第五十二号) に基づく資格審査において、システムの保守、維持及 に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

(四) ていないこと。 務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受け 平成二十六年二月四日から同年三月二十四日までの間のいずれの日においても業

Ξ 契約条項を示す場所 П

県

報

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

Щ

兀

入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部情報企画課において交付する。

入札書の記載方法、 提出場所及び受領期限

記載方法

る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、 る額(その額に一円未満の端数があるときは、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す 入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当す これを切り捨てる。) を加算した金

提出場所

山口県総合企画部情報企画課

受領期限

平成二十六年三月二十日午後五時十五分 (入札書を持参する場合は、平成二十六

年三月二十四日午後二時三十分)

入札を執行する場所及び日時

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室

平成二十六年三月二十四日午後二時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする

入札参加資格のない者がした入札

記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札

落札者の決定方法

○及び○に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

札者とする。

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

その他 契約担当者

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部

日本語及び日本国通貨 契約手続において使用する言語及び通貨

 (Ξ) 契約書の作成の要否

(四) 契約保証金

免除する。

(五) をする場合は、 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請 山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

詳細については、山口県総合企画部情報企画課 (電話〇八三-九三三-二八六

○) に問い合わせること。

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

- (2) Nature and quantity of the service to be required: Operation of Printers for Ser-
- Fulfillment period: From April 1, 2014 to March 31, 2017
- (4) Fulfillment place: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- 5 Government (Tel. 083-933-2860) Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectura Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information
- 2:30 P.M., March 24, 2014) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 20, 2014 (In case of bringing a tender:

(||||||) 県営三見河内地区中山間地域総合整備事業の換地処分

いました。 県営三見河内地区中山間地域総合整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤 部 秀

則

換地処分の内容 県営三見河内地区中山間地域総合整備事業換地計画書に記載された換地計画のとお

平成二十六年一月十六日

換地処分の年月日

(三四) 一般競争入札の実施

IJ

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

平成二十六年二月四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤 部 秀 則

> 次に掲げる物品等の購入 入札に付する事項

物品等の名称

物品等の予定数量

二百八万四千キロワット時

 (Ξ)

物品等の特質等

(四)

入札説明書及び仕様書による。

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間 納入期間

(五) 納入場所

山口県下関水産振興局及び下関漁港地方卸売市場

入札参加資格 A札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする⁶

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四第一項に規定

人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。 格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ る物品等の種類等に関する告示 (平成二十五年山口県告示第五十三号) に基づく資 の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成二十五年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 六十二号) 又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ

事業の届出をしている者であること。 事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第三条第一項の規定により一般電気

契約条項を示す場所

Ξ

下関市大和町一丁目 一六番一号 山口県下関水産振興局総務課

入札説明書及び仕様書の交付

兀

平成二十六年二月四日から同月二十一日までの午前九時から午後四時三十分までの

五

(二)

下関市大和町一丁目一六番一号

山口県下関水産振興局六階会議室

묵 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

山口県下関水産振興局総務課において交付する。

があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするの 価で行い、当該総価に当該総価の百分の八に相当する額 (その額に一円未満の端数 落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総 記載方法

で、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載するこ

提出場所

山口県下関水産振興局総務課

受領期限

年三月二十四日午後二時) 平成二十六年三月二十日午後五時十五分 (入札書を持参する場合は、平成二十六

六 入札を執行する場所及び日時

日時 平成二十六年三月二十四日午後二時

七 入札保証金

П

免除する。

八 無効入札

Щ

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札参加資格のない者がした入札
- 記名押印 (署名を慣習とする外国人にあっては、自署) のない入札
- ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

落札者の決定方法

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第百五十四条の規定に基づ

十 その他

契約担当者

山口県下関水産振興局長

大

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- 契約書の作成の要否
- 契約保証金

(四)

- 免除する。
- をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請
- 一)に問い合わせること。 詳細については、山口県下関水産振興局総務課 (電話〇八三-二六六-二一四

(六)

 (Ξ)

Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 2,084,000 kWh
- Delivery period: From April 1, 2014 to March 31, 2015
- (4) Delivery place: Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government and Shimonoseki Fishing Port Local Wholesale Mar-
- (5) Section in charge of procurement and Contact for inquiry: General Affairs Diviral Government (Tel. 083-266-2141) sion, Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectu-
- Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 20, 2014 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M., March 24, 2014)



正 誤

平成二十六年一月十四日山口県告示第十四号 (臨港地区の分区の指定)

	~
Ξ	ページ
下	段
四左 ~ か 五ら	行
光市建設部都市政策課	誤
光市建設部監理課	正

平成二十六年二月四日発行平成二十六年二月四日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁